

2026 年 8 月 26 日

お客さま各位

静 清 信 用 金 庫

手形・小切手の全面的な電子化に係る各種預金規定の改定について

平素より静清信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、2026 年 9 月 30 日を「手形・小切手の最終振出期限」および「静清信用金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付終了」とすることに伴い、以下の規定を改定します。

改定後の規定は、改定前からご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引続きお引き立てをお願い申し上げます。

1. 改定する規定

[当座勘定規定（小切手用法・約束手形用法・為替手形用法）](#)

[普通預金規定](#)

[貯蓄預金規定](#)

[納税準備預金規定](#)

[後見支援預金口座利用規定](#)

2. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

3. 改定内容

別紙のとおり

以 上



当座勘定規定 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

新	旧
(略) 第1条の2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。<u>ただし、他行庫を支払人または支払場所とする手形および小切手は受入れません。また、当金庫を支払人または支払場所とする手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振出されたもの、および振出日の記載が無いものは受入れません。</u> (略) 第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出したもの、または振出日の記載が無いものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (略) 第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出して下さい。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (略) 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載が無いものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (略) 第18条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載が無いものが提示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することがあります。</u> (略) 付則 第7条(1)、第8条(1)、第17条(1)及び第18条(1)の振出日に関わらず、お取引店におけるご自身名義の当座預金からの払戻しを目的とする小切手の利用に限り、2028年3月31日当金庫呈示分まで受付します。 (以下略) 以上	(略) 第1条の2（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。<u>(追加)</u> (略) 第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> (略) 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>(追加)</u>を確認してください。 (略) 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (略) 第18条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (略) <u>(追加)</u> (以下略) 以上

小切手用法 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
(略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載が無いものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (略) <i>(削除)</i> (以下略) 以上	(略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<i>(追加)</i> (略) <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> (以下略) 以上

約束手形用法 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
(略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u> (略) <i>(削除)</i> (以下略) 以上	(略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> (略) <u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> (以下略) 以上

為替手形用法 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
(略) 3. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u> (略) <i>(削除)</i> (以下略) 以上	(略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> (略) <u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> (以下略) 以上

普通預金規定 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

新	旧
(略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行庫を支払人または支払場所とする手形および小切手は受入れません。また、当金庫を支払人または支払地とする小切手であっても、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受入れません。</u> (以下略) 以上	(略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (以下略) 以上

貯蓄預金規定 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

新	旧
(略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行庫を支払人または支払場所とする手形および小切手は受入れません。また、当金庫を支払人または支払地とする小切手であっても、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受入れません。</u> (以下略) 以上	(略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (以下略) 以上

納税準備預金規定 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

新	旧
(略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行庫を支払人または支払場所とする手形および小切手は受入れません。また、当金庫を支払人または支払地とする小切手であっても、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受入れません。</u> (以下略) 以上	(略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (以下略) 以上

後見支援預金口座利用規定 新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

新	旧
(略) 7. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます)を受入れます。<u>ただし、他行庫を支払人または支払場所とする手形および小切手は受入れません。また、当金庫を支払人または支払地とする小切手であっても、2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受入れません。</u> (以下略) 以上	(略) 7. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます)を受入れます。<i>(追加)</i> (以下略) 以上